

第 4 号 議 案

令和 8 年 5 月 2 6 日

令和 9 年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

令和 9 年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

( 別 紙 )

# 令和9年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

令和8年5月26日  
府中町教育委員会

## 1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

## 2 適正かつ公正な採択の確保

- (1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期す。
- (2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

## 3 開かれた採択の推進

- (1) 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。
- (2) 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。
  - ア 小・中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
  - イ 教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (3) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

## 4 方法、組織及び手続

- (1) 小・中学校用教科用図書について

原則、令和8年度の教科書採択については、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。
- (2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。